

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し同区域内の工場で勤務していた申立人について、原発事故の影響により当該工場が稼働を停止するなどしたため、平成23年6月に勤務先を退職することを余儀なくされたとして、平成24年6月から平成28年2月までの就労不能損害（原発事故の影響割合について、平成24年6月から平成27年2月までは10割、同年3月から平成28年2月までは6割として算定。なお、平成24年5月までは直接請求手続にて賠償済み。）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目	期間
就労不能損害	自 平成24年6月 1日 至 平成28年2月 29日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として645万6080円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有す

るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償
紛争解決センターに交付する。

令和6年10月31日

(仲介委員 石井 逸郎)